

# 高知県軟式野球連盟公認審判員に関する規程

## 第1条【目的】

本規程は、高知県軟式野球連盟（以下、「本連盟」という）に登録されている公認審判員の資格および役割について定めることを目的とする。

## 第2条【審判統括部】

- (1) 審判統括部の傘下組織として「一般部」および「少年学童部」を設置し、各部に事務局を置く。
- (2) 統括は審判部長が担当し、総責任者は理事長とする。
- (3) 事務局は各部所属の公認審判員に派遣依頼を行う。
- (4) 本連盟主催大会およびローカル大会、本連盟外協力大会を最優先し、審判の手配を行う。
- (5) 登録部以外の審判員派遣依頼は各事務局を通して依頼を行う。
- (6) 本連盟以外の審判員派遣依頼があった場合は、各部の事務局が相互に調整・手配を行う。

## 第3条【公認審判員】

公認審判員とは次の通りとする。

- (1) 全日本軟式野球連盟技術指導員（全日本軟式連盟主催の審判技術指導員研修会の課程を終了した者）
- (2) 高知県審判部指導員（審判部長が推薦し理事会において審判指導員と認められ承認を得た者）
- (3) 1級審判員（資格審査委員会において1級審判員と認められ理事会の承認を得て理事長が委嘱した者）
- (4) 2級審判員（資格審査委員会において2級審判員と認められ理事会の承認を得て理事長が委嘱した者。または理事長において2級審判員と認められ資格審査委員会の同意を得て理事長が委嘱した者）
- (5) 2級から1級に進級するには、二年間の実技経験を経て高知県審判部指導員の推薦がある者が候補者となる。

## 第4条【登録】

- (1) 公認審判員は「一般部」あるいは「少年学童部」のいずれかに所属し活動を行う。
- (2) 公認審判員は「役員等特別会費規程」第三条【別表1】の通り、年会費5000円を収めなければならない。
- (3) 年会費を収めない場合は「準公認審判員扱い」としJ S B Bマークの使用を認めない。
- (4) 公認審判員として登録するには、本連盟の開催する審判技術講習会を受講し、終了しなければならない。
- (5) 墨審については、本連盟主催の講習会に参加し終了した者にも特別に認める。

## 第5条【抹消】

以下の場合には、公認審判員の登録を抹消する。

- (1) 本人から申し出があった場合。
- (2) 本人の死亡、または心身に著しく重大な支障をきたした場合。
- (3) 除名となった場合。

## 第6条【役割】

- (1) 公認審判員の役割は、次に挙げる試合における審判員を務めることである。ただし、全国大会と国民スポーツ大会四国ブロック予選に関しては、県連技術指導員に限る。
  - 1) 全日本軟式野球連盟が主催する大会（以下、「全国大会」）、及びその予選。
  - 2) 四国軟式野球連盟が主催する大会（以下、「四国大会」）、及びその予選。
  - 3) 本連盟または協力する大会。
- (2) 全国大会、四国大会に派遣されるまたは担当する審判員の人選基準については、全日本軟式野球連盟の規定に従う。ただし、審判部長が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 全国大会、四国大会それぞれの県予選を担当する審判員の人選基準については、全日本軟式野球連盟の規定を準用する。ただし、審判部長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 全国大会および四国大会への派遣審判員は、審判部長が選出し、理事長が決定する。

## 第7条【順守事項】

- (1) 公認審判員は、次の事項を順守しなければならない。
  - 1) 法令や全日本軟式野球連盟、本連盟の定める各種規程、社会規範を順守すること。
  - 2) 私的な感情や外的な要因に惑わされず、常に冷静かつ公正な判定を行うこと。
  - 3) 規則の正しい理解と、審判技術の向上に努めること。
  - 4) 公認審判員としての公平性や信頼が損なわれるような行動や言動をとらないこと。
  - 5) 球場内外に問わず、マナーに注意し他から非難を受けることがあってはならない。
  - 6) 公認審判員は本連盟の事業を最優先しなければならない。
  - 7) 本連盟の趣旨・目的に反する団体での活動は禁ずる。
- (2) 公認審判員は本連盟が主催する審判技術講習会を積極的に受講する必要がある。ただし、特段の事情があつて参加できない場合は、事前に審判部長または各審判部の事務局に欠席事由を必ず申し出なければならない。
- (3) 本条に定める順守事項に違反した場合は、その程度などを考慮して三役会での協議の上、以下のいずれかの罰則を与える。
  - 1) 公認審判員の登録を抹消する。再登録の可否については、三役会協議する。
  - 2) 停止期間（1か月～1年間）を定め、公認審判員としての活動の全部または一部を停止とする。
  - 3) 本人に対し反省を求め戒告または譴責処分とする。

## 第8条【改廃】

本規程の改廃は三役会の決議を経て改定する。

## 附則

- 1、この規程は2025年1月1日より施行する